

○ 土地改良関係施設補助金交付要綱（昭和31年 7 月28日付け31農地第3543号（管）農林事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（交付の対象及び補助率）			（交付の対象及び補助率）		
第2 第1に規定する事業等及びこれに要する経費に対する補助率は、次の表のとおりとする。			第2 第1に規定する事業等及びこれに要する経費に対する補助率は、次の表のとおりとする。		
事業種別	細 目	補 助 率	事業種別	細 目	補 助 率
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構造A第595号農林水産事務次官依命通知） <u>第7の1</u> による事業	当該維持管理事業費の30%。ただし、基幹水利施設管理事業実施要綱別表2に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設については当該維持管理事業費の1／3	基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構造A第595号農林水産事務次官依命通知） <u>第6の1</u> による事業	当該維持管理事業費の30%。ただし、基幹水利施設管理事業実施要綱別表2に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設については当該維持管理事業費の1／3
	基幹水利施設管理事業実施要綱 <u>第7の2</u> による事業	当該維持管理事業費の1／3		基幹水利施設管理事業実施要綱 <u>第6の2</u> による事業	当該維持管理事業費の1／3
	基幹水利施設管理事業実施要綱 <u>第7の3及び4</u> による事業	定額		基幹水利施設管理事業実施要綱 <u>第6の3</u> による事業	定額

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度〇〇補助金交付申請書

番
年
月
号
日

〇〇農政局長
〔北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり〇〇を実施したいので、土地改良関係施設補助金交付要綱により、補助金〇〇円の交付を申請する。

記

1 （略）

- 2 事業の内容
(1) 事業の名称
(2) 施行主体名
(3) 地区の名称
(4) 事務所の所在地
(5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間 自 年 月 日 至 年 月 日	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費 支 援 金	円		

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度〇〇補助金交付申請書

番
年
月
号
日

〇〇農政局長
〔北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり〇〇を実施したいので、土地改良関係施設補助金交付要綱により、補助金〇〇円の交付を申請する。

記

1 （略）

- 2 事業の内容
(1) 事業の名称
(2) 施行主体名
(3) 地区の名称
(4) 事務所の所在地
(5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間 自 年 月 日 至 年 月 日	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費 (新設)	円		

3 経費の配分

費 目	事業費	国 庫 補助金	国庫補助金以外の財源			摘 要
			県（都道 府）	市 町 村	土地改良 区	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費 支 援 金	円	円	円	円	円	

（注）（略）

4 （略）

3 経費の配分

費 目	事業費	国 庫 補助金	国庫補助金以外の財源			摘 要
			県（都道 府）	市 町 村	土地改良 区	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費 （新設）	円	円	円	円	円	

（注）（略）

4 （略）

附 則

この通知は、令和7年6月2日から施行する。